

科学技術人材育成費補助金
科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業
(次世代研究者育成プログラム)
公募に関するQ & A

平成 27 年 3 月 30 日

文部科学省

科学技術・学術政策局

【お知らせ】本 Q&A は、公募説明会での質問等を受け、追加・補足等が行われる場合があります。最新版の Q&A については、以下のサイトでご確認ください。

○科学技術振興機構 科学技術イノベーション創出基盤構築事業 公募情報

URL : <http://www.jst.go.jp/shincho/koubo/index.html>

【用語の説明】

本 Q & A に関する用語の定義、意味は以下のとおりとします。

「申請機関」

代表機関及び共同実施機関のことを指しており、当該機関は補助金の交付の対象となります。

「参加機関」

事業開始後にコンソーシアムに参加しているが、補助金の交付の対象とならない機関。

「連携機関」

コンソーシアムには参加していないが、コンソーシアムが行う取組に係る協力・連携を行う機関であって、補助金の交付の対象とならない機関。

【目次】

< 1. 申請関係 >	4
< 2. 審査関係 >	12
< 3. 面接関係 >	13
< 4. コンソーシアム内の異動 >	13
< 5. インターンシップ >	14
< 6. 経費関係 >	15
< 7. その他 >	18

< 1. 申請関係 >

Q 申請書の提出後に、不備な箇所を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。

A 申請書の差し替えや修正は認められませんので、申請書に不備がないか提出前に十分な確認をお願いします。

Q 公募に当たり事前相談を行うことは可能か。

A 申請書の記入方法や補助金の執行については、随時相談や質問を受け付けます。

ただし、申請内容や審査の内容に関することについては、お答えできませんので、ご了承ください。

【制度に関する問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室

電話：03-6734-4021

E-mail：kiban@mext.go.jp

【申請書に関する問い合わせ先】

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

(独) 科学技術振興機構 科学技術プログラム推進部 審査担当

電話：03-5214-7521 (代)

E-mail：stsr@jst.go.jp

Q 申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。

A 文字数や行数を変更することは可能ですが、レイアウトの変更、特に列幅や記載項目の順番の変更は行わないでください。

Q 申請書はカラーで作成してもよいか。

A 申請書をカラーで作成することも可能ですが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。

Q 申請書の作成に当たり、補助対象とは関係のない「取組」やその「経費」を含めて申請様式を作成することは可能か。

A 補助対象に関係のない取組やその経費については申請内容に含めないでください。なお、補助対象ではあるが自主的経費で実施する取組については申請内容に含めることは可能です。

Q 申請書様式3の「1. 所要額」欄のうち、6年度目以降の補助金を記入する欄がないがどうすればよいか。

A 本事業は、8年間のうち原則として5年間で補助対象となりますので、6年度目以降は自主経費のみの運営を前提としております。したがって、6年度目以降は自主経費の金額を記入してください。

い。

Q 事業開始後に共同実施機関としてコンソーシアムに参加することは可能か。また、その場合は補助の対象となるのか。

A 事業実施期間中に必要に応じて、コンソーシアムへの参加機関数を増やして頂くことを推奨しておりますので、事業開始後にコンソーシアムへ参加することは可能です。ただし、事業開始後に参加した場合、当該事業の補助の対象とはなりません。

Q 本事業において、共同実施機関、参加機関、連携機関という区分けは、どのように定義しているのか。

A 参加機関は、プログラム開始後に参加して頂く機関を想定しています。事業を共に行うが、共同実施機関ではない機関です。

また、連携機関は、企業など、申請時にインターンシップ先となる企業等、連携機関としてご提案頂く機関を想定しています。

Q 共同実施機関と参加機関の違いは、申請時に参加していたかどうかであり、役割としては同じと考えてよいのか。

A 役割としては同じです。

Q 共同実施機関の実施責任者も学長である必要があるのか。それとも実質の実施担当者でよいのか。

A 共同実施機関の責任者に関する要件は定めておりませんが、組織としての取組であるため、組織の中で責任主体となる者を想定しています。

Q 事業開始後に、共同実施機関を離脱・入替を行いたい場合は、どうしたらよいのか。

A コンソーシアムの維持の観点から、共同実施機関については、機関の統廃合等、やむを得ない特別の事情がない限り、事業実施期間中の離脱・入替は基本的に認められません。しかしながら、やむを得ず上記のような変更がある場合は、文部科学省担当者へ事前に相談してください。

Q コンソーシアムにおいて、補助対象となる機関はどのような機関か。

A 代表機関及び共同実施機関として申請した機関（大学、大学共同利用機関、独立行政法人、公設試験研究機関、公益社団・財団法人）が補助の対象となります。なお、連携機関及び事業開始後の参加機関については、補助の対象とはなりません。

Q 平成26年度「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」との違いは何か。

A 主な違いは、

①「研究支援人材育成プログラム」の新たな募集は実施しないこと

②提案する取組は、「次世代研究者の育成」及び「イノベーション創出人材育成」の両者を支援す

る内容とすることを要件化したこと

③ 1 コンソーシアム当りの支援金額を「年間1～3億円程」から「年間1億円程度」に変更したこと

④ 選定件数を「5拠点程度」から「2～3拠点程度」に変更したこと

などです。

Q 平成26年度に「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」代表機関として選定されている場合、今年度、代表機関として申請することは可能か。

A 申請することはできません。

Q 「次世代研究者育成プログラム」の取組の中で研究支援人材の育成及びキャリアアップを図る取組を実施することは可能か。

A 自主的な取組として実施することは可能です。従いまして、研究支援人材の育成及びキャリアアップのための取組は、本補助金の支援対象とはなりません。

Q 平成26年度に代表機関として採択されたが、平成27年度の本事業において、共同実施機関として申請することは可能か。

A 可能です。ただし、平成26年度事業とは別の取組となりますので、取組の成果や補助金の執行管理など区分して行って頂く必要があります。なお、補助金の交付に当たっては、1つの機関に対する重複や集中の排除等、適正な補助を実施する観点から、事業計画の目的、事業内容等を精査の上、補助金額を決定することとします。

Q 平成26年度に共同実施機関として採択されたが、平成27年度の本事業において、代表機関として申請することは可能か。

A 可能です。ただし、平成26年度事業とは別の取組となりますので、取組の成果や補助金の管理など区分して行って頂く必要があります。なお、補助金の交付に当たっては、1つの機関に対する重複や集中の排除等、適正な補助を実施する観点から、事業計画の目的、事業内容等を精査の上、補助金額を決定することとします。

Q 平成26年度に共同実施機関として採択されたが、平成27年度の本事業においても、共同実施機関として申請することは可能か。

A 可能です。ただし、平成26年度事業とは別の取組となりますので、取組の成果や補助金の管理は区分して行って頂く必要があります。なお、補助金の交付に当たっては、1つの機関に対する重複や集中の排除等、適正な補助を実施する観点から、事業計画の目的、事業内容等を精査の上、補助金額を決定することとします。

Q 共同申請の機関数について上限・下限はあるのか。

A 上限・下限を設けてはおりませんが、公募要領「2.事業の概要(3)取組体制 ①コンソーシ

アムの構築（規模）」に記載のとおり、1コンソーシアム当たり3～5機関程度を想定しております。

Q 連携機関は多いほうがよいのか。例えば講師を依頼する予定の機関は、全て連携機関としたほうがよいのか。

A 連携機関は「多いほうがよい」ということはありません。本事業を実施する上で必要な機関と連携してください。実質的な連携がない場合は、コンソーシアムを組む必要はありません。コミットメントの程度によって、機関で判断してください。

Q 大学共同利用機関法人を構成している大学共同利用機関が、コンソーシアムに参加することはできるか。

A 可能です。

Q 共同実施機関には、地理的に大きく離れた機関（例：北海道と沖縄など）を含めて考えてもよいか。

A 地理的に大きく離れた機関を含めても問題ありません。

Q 特定の部局のみで構成されたコンソーシアム（例：農学部限定のコンソーシアム）としての取組の申請を検討しているが、その場合、当該部局から申請することは可能か。

A 本事業は機関としての組織的な取組であることから、部局からの申請はできません。そのような場合であっても、機関として申請を行ってください。

Q 運営協議会については、代表機関の事務局が兼ねてもよいか。

A 公募要領で求める運営協議会の機能を満たしていれば可能です。

Q 運営協議会を代表機関以外の機関に設置することは可能か。

A 公募要領において「運営協議会は、コンソーシアム全体の管理・運営の責任主体であり、代表機関に置くこと」と定めているため、代表機関以外の場所に設置することはできません。

Q 本事業の支援対象となる若手研究者、ポストドクター及び博士（後期）課程学生の雇用はどこが行うのか。

A 各実施機関が雇用することとなります。ただし、若手研究者、ポストドクター及び博士（後期）課程学生の選考及び評価については各コンソーシアムで行って頂くこととなります。

Q 若手研究者、ポストドクター及び博士（後期）課程学生の採用に当たり、大学で選考した結果をコンソーシアムで認めることは可能か。それともコンソーシアムで人事委員会を形成し、採用を行うのか。

A コンソーシアムで公募を行い、選定してください。コンソーシアムで選定された若手研究者、ポストドクター及び博士（後期）課程学生は、コンソーシアムを構成する機関との間で雇用契約

を締結して頂くこととなります。

Q 既に大学で雇用されている者を、本事業の支援者として雇用経費を支援することは可能か。

A コンソーシアムで選抜された者であれば、雇用経費を支援することは可能です。なお、大学においてその他の補助金等で雇用されている者の場合は、適切なエフォート管理をして頂くことが必要です。

Q 雇用すべき人材の人数は、コンソーシアムで考えてよいのか。

A コンソーシアムで決定してください。

Q マッチングファンドの財源はどのようなものを想定しているのか。

A マッチングファンドの財源について、想定しているものはありません。国からの他の補助金等以外の資金（協賛金や助成金）など、コンソーシアムの中でご検討ください。

Q 代表機関と共同実施機関が所要経費を計上する際に注意すべきことは何か。

A 代表機関については「運営協議会」と「プログラム実施」に係るそれぞれの必要経費を、共同実施機関については、「プログラム実施」に係る必要経費のみを計上してください。

Q 連携機関となるために必要な要件（国内外、地理的制限、企業規模等）はあるのか。

A 連携機関となるための要件は特にありませんが、コンソーシアムの目的に合致した機関を連携機関としていただく必要があります。

Q 人文・社会科学領域の学部・学科しかない大学は本事業に応募できないのか。

A 公募要領「2.事業の概要（4）対象機関」に「自然科学全般又は自然科学と人文・社会科学との融合領域の学部・学科や研究科を有している大学に限る」と記載しているとおおり、自然科学と人文・社会科学との融合領域である学部・学科や研究科を有していると認められる場合は、応募可能となります。もしそのような申請を予定している場合には、事前にご相談ください。

Q 運営協議会の構成員とはどのような職位・立場の者を考えているのか。

A 本事業における運営協議会は、コンソーシアム全体の管理・運営の責任主体であり、補助期間終了後も自主財源を確保し、自立して実施していくことを可能とする体制が重要です。そのため、構成員について職位・立場を指定しませんが、本事業の責任主体として実効性のある取組を実施することが可能な者で構成してください。

Q 運営協議会に設置する「有識者から成る運営委員会」とは、どのようなものを想定しているのか。

A コンソーシアム外の機関・企業に所属している有識者により構成される外部委員会に相当するもので、当該コンソーシアムの運営に対する助言や取組の評価等を行うことを想定しています。

Q 代表機関及び共同実施機関において、各機関の取組に係るコーディネート業務等を行う者の雇用経費を本補助金から支出することは可能か。

A 各機関の取組に係るコーディネート業務等を行う者の雇用経費は、本補助金から支出することはできません。なお、運営協議会においてコーディネート業務等を行う者の雇用経費は支出することが可能です。

Q 運営協議会に必要な業務担当職員や補助者については、エフォートが100%である必要があるか。

A 業務担当職員や補助者のような職員についてはエフォートを定めてはいませんが、本事業に適切な時間従事して頂く必要があります。

Q 本プログラムにおいて、公募要領「2. 事業の概要（1）次世代研究者育成プログラム」記載の（次世代研究者の育成）と（イノベーション創出人材の育成）の取組のどちらか一方のみの取組内容で申請することは可能か。

A 当該プログラムは、公募要領「2. 事業の概要（1）次世代研究者育成プログラム」記載の（次世代研究者の育成）と（イノベーション創出人材の育成）とを一体化した取組内容を支援するものであり、どちらか一方に対する取組内容のみの申請はできません。必ず両者を支援する取組内容としてください。

Q 公募要領「2. 事業の概要（1）次世代研究者育成プログラム」記載の（次世代研究者の育成）と（イノベーション創出人材の育成）の取組の規模（選抜人数）は、どの程度必要なのか。

A 選抜人数について指定はありません。

Q 現在、他の補助事業において支援を受けている若手研究者は本事業においても支援の対象となるのか。

A 国立大学改革強化推進事業、研究大学強化促進事業及び科学技術人材育成費補助事業（旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」、「女性研究者養成システム改革加速」および「テニュアトラック普及・定着事業」）に選定され、当該補助金により人件費又は研究費を補助されている若手研究者（教員）については、本事業の補助対象とはなりません。ただし、コンソーシアムにおいて新たに審査を経て選考された者は、本事業の支援対象となりますが、現在支援を受けている事業からの支援は中止してください。

Q 過去、旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」、「女性研究者養成システム改革加速」および「テニュアトラック普及・定着事業」において支援を受けていた若手研究者は、本事業においても支援の対象となるのか。

A 当該事業に係る補助金により人件費又は研究費の支援を受けた若手研究者（教員）については、コンソーシアムにおいて新たに審査を経て選考された場合は、本事業の支援対象となります。

Q 現在、ポストドクター・キャリア開発事業に選定され事業を実施している機関に対しては、本事業においてイノベーション創出人材育成の取組に係る部分の補助金は交付されるのか。

A 現在、ポストドクター・キャリア開発事業で支援を受けている機関は、事業期間が重複している間は「補助対象となる経費（イノベーション創出人材の育成）①」に記載されている、博士（後期）課程学生に係る経費に限り、交付を受けることができるものとします。なお、ポストドクター・キャリア開発事業が終了する翌年度からは、博士（後期）課程学生に係る経費以外の経費についても、補助金の交付を受けることができるものとします。

Q 補助金の交付の対象とならない経費（施設の建設・改修等）については、自己負担額として記載してもいいのか。

A 施設の建設・改修等の補助金の交付の対象とはならない事項については、自己負担であっても記載しないでください。

Q 若手研究者の研究活動に関するエフォートが60%以上確保されていることが求められているが、このエフォートには、若手研究者が獲得した他の外部資金による研究活動も含まれると考えてよいか。

A 「研究活動に関するエフォートが60%以上」には本補助金による研究活動以外に、若手研究者が獲得した科学研究費補助金等の他の外部資金による研究活動も含まれます。

Q 若手研究者は、大学の助教として授業を受け持つことは可能か。

A 可能です。ただし、研究活動に関するエフォートには含めることはできません。

Q 若手研究者の研究活動の中に、授業の担当、学生への研究・論文の指導、学務や教務関連の業務等を含めることは可能か。

A 学生への研究・論文の指導等の業務が研究活動の一環であると判断される場合は研究活動に含めることが可能ですが、学務や教務関連の業務等は研究活動に含まれません。

Q 若手研究者の研究活動に関するエフォートは、スタートアップに要する研究費が交付されなくなる採用3年度目からも求められるのか。

A 若手研究者が本事業の支援を受ける期間中は遵守していただく必要があります。

Q 若手研究者の研究活動に関するエフォートが60%以上確保されていなかった場合、スタートアップに要する研究費は減額されるのか。

A 減額となる場合があります。

Q 研究活動に関するエフォートについて、機関と若手研究者との間の雇用契約書等で明示する必要はあるか。

A 機関においては、若手研究者のエフォート管理を実施する必要があると思いますが、各機関で適切に管理できる方法であれば、雇用契約書等での明示や業務日誌等、その方法は問いません。

Q 公募要領「2. 事業の概要（2）申請対象となる取組（次世代研究者の育成）」において、「一定の任期を付して～（中略）～複数の研究機関等を異動する」とあるが、この一定の任期とはどの程度の期間を考えているのか。また、異動する機関数はどの程度を考えているのか。

A 各機関で研究活動に専念でき、業績等を積むことで、キャリアアップを図ることが可能となる期間を想定していますので、各コンソーシアムの取組に応じた適切な期間を設定してください。また、異動する機関数についても、雇用期間の中でキャリアアップを図るに適切な機関数を設定してください。

Q 産休・育休により、博士号取得後 10 年を超えている研究者は、本事業の支援対象となるのか。

A 産休・育休により博士号取得後 10 年を超える研究者は、支援対象となります。ただし、その場合であっても、40 歳未満（臨床研修を課せられた医学系分野においては 43 歳未満）の研究者を支援対象とします。

Q 公募する若手研究者の年齢について、いつの時点での年齢を基準とすればよいか。

A 本事業においては、当該年度の 4 月 1 日時点における年齢を基準とします。

Q 公募要領「2. 事業の概要（2）申請対象となる取組（次世代研究者の育成）【若手研究者雇用の要件】」において「～、コンソーシアムにおいて、国際公募等により選考すること。」とあるが、国際公募は必須なのか。

A 国際公募は必須ではありませんが、コンソーシアムにおいて、国内外問わず、広く公募し、公正な審査を経て選考することを推奨します。

Q 若手研究者に対する公募は、どの程度の期間行えばよいか。

A 特に期間の指定はしていませんので、各コンソーシアムで適切な公募期間を設定してください。なお、優秀な若手研究者が応募しやすいよう、周知期間も含め十分な公募期間を設けてください。

Q 「年俸制、クロスアポイントメント制度等、流動性を妨げない雇用形態」とあるが、年俸制、クロスアポイントメント制度は必須であるのか。

A 年俸制、クロスアポイントメント制度は必須ではありませんが、取り入れて頂くことを推奨しています。

Q 「PI」としてのポストは、例えば特任准教授や特任講師といったポストでの雇用となるのか。

A どのようなポストとするかについては、コンソーシアムの中で決定し、ご提案ください。

Q 若手研究者のテニユアポストの確保について、申請時に用意しておく必要はあるか。

A 本事業では、テニユアポストを確保しておく必要はありませんが、任期終了後のキャリアパスを考慮に入れた雇用形態を形成してください。

Q 申請書様式2(4)に記載している若手研究者の採用予定人数を減らすことは認められるか。

A 申請書に記載した採用予定人数を減らすことは認められません。そのため、申請を行うに当たっては、若手研究者の採用計画が、実現性の高い採用人数となるよう十分注意して下さい。なお、採用予定数を減らすような事態が生じた場合には、選定自体が取り消され、補助金が交付されないことがあります。

Q 事業開始2年度目に採用した若手研究者の補助期間はいつまでとなるのか。

A 事業開始2年度目に採用した若手研究者については、雇用経費は採用4年目(事業開始5年度目)までとなり、スタートアップに関する研究費は採用後2年度(事業開始3年度目)までに限り補助を行います。

Q 事業開始3年度目以降に自主経費で採用した若手研究者のスタートアップに要する研究費は補助金から支出することが可能か。

A 事業開始3年度目以降に自主経費で採用した若手研究者のスタートアップに要する研究費を本補助金から支出することは可能です。

Q (次世代研究者の育成)の取組においても、研究支援人材を雇用することは可能か。また、人数や雇用経費の上限はあるか。

A 可能です。研究者の補助を行う支援人材ということでの雇用であれば補助の対象となります。なお、(次世代研究者の育成)に係る取組において、研究支援人材に対する雇用経費の補助の上限は定めていませんが、プログラム内で雇用する研究者の給与や人数を大きく超えて研究支援人材に対する補助を行うことは、本プログラムの趣旨とは外れますのでご注意ください。

<2. 審査関係>

Q 申請要件違反により審査対象とされなかった場合、その旨の連絡があるのか。

A 申請要件違反のある申請を行った機関については、審査の結果として通知することになります。申請書の提出に当たっては、申請要件違反とならないよう提出前に十分な確認をお願いします。

Q 委員の氏名は公表されるのか。

A 委員の氏名は、各年度における審査及び評価が終了した時点で公表する予定です。

Q 選定された取組や選定されなかった取組の審査の内容を知ることができるのか。

A 選定された取組については、公表する予定ですが、選定されなかった取組については、不選定

となった理由を申請いただいた各機関の長宛に通知することとし、公表はしません。

< 3. 面接関係 >

Q 面接審査の連絡は、どのように行われるのか。

A 書面審査の結果、面接審査が必要と判断された機関に対して、メール等により通知する予定です。

Q 面接審査の出席者の指定や人数の制限はあるのか。

A 申請内容や機関としての取組について責任をもって説明できる方のご出席をお願いいたします。人数については、会場の制約もあるので3～4人以内でお願いします。

なお、面接審査の詳細については、面接審査の対象となった取組の代表機関に別途ご連絡いたします。

Q 面接審査において、取組の説明には申請書以外の資料を使用することは可能か。

A 面接審査における説明は、申請書又は申請内容の概要をまとめた資料、例えばパワーポイント等によるスライドやその印刷物により行ってください。なお、申請書に記載されていない新たな事項等（申請書に記載された事項の裏付け等を除く）については説明されても評価の対象とはなりません。

Q 面接審査はどのように実施されるのか。

A 面接審査は、機関が必要に応じてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を行うこととします。

< 4. コンソーシアム内の異動 >

Q 異動は原則人事異動ということだが、今の大学の採用計画だと受入は公募で行われるため、今の仕組みでは人事異動は難しいと思われる。この場合、コンソーシアムで新しい人事異動の形態を定義する必要があるということか。

A コンソーシアムで新しい人事異動の形態を定義し提案してください。

Q 研究機関を異動する際、雇用主を変えず「派遣」、「出向」という形はあり得るのか。

A 原則としては人事異動を想定していますが、派遣、出向という仕組みを構築することもあり得ると想定しています。なお、将来的には年俸制、クロスアポイントメント制度の導入などに向けた取組を実施して頂くことが望ましいと考えられます。

Q 申請機関で採用され、補助を受けている若手研究者、ポストドクター及び博士課程（後期）学生が、コンソーシアムに事業開始後に参加した参加機関に異動した場合、当該者は補助対象から外れることになるのか。

A 事業開始後にコンソーシアムに参加した参加機関については、補助金の交付対象となる機関ではないため、当該機関に異動した若手研究者、ポストドクター及び博士課程（後期）学生は補助の対象にはなりません。

Q 年度途中における、コンソーシアム内の若手研究者、ポストドクター及び博士課程（後期）学生の異動が当初の予定を上回る（下回る）ことにより、各実施機関の年度当初の事業計画が変更となる場合は、どうしたらよいのか。

A 各実施機関の補助事業の内容等の変更をしようとする場合は、科学技術人材育成費補助金交付要綱第8条により、変更承認申請書（様式4）の提出が必要となる場合があります。

Q 研究機関の異動に伴い実験装置（設備備品）も移動するケースが予想されるが、その際、実験装置（設備備品）の所有権の帰属はどうなるのか。

A 本補助金で取得した設備備品の所有権は、当該設備備品を本補助金で購入した機関に帰属します。本補助金で取得した設備備品については、「補助金等の予算の執行の適正化に関する法律」により、一定期間財産の処分（設備備品を交付の目的に反して転用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、廃棄し、又は担保に供すること）が制限されます。

本補助金で取得した設備備品を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受ける必要があります。ただし、一定の要件を満たす場合には承認不要となります。

コンソーシアムにおいて申請機関に採用された若手研究者が別の機関に異動となり、当該備品を異動先機関に所有権を移動する場合、上記の法律に従い、あらかじめ文部科学大臣の承認を受ける必要があります。

Q 若手研究者の研究機関の異動は必須事項か。

A 原則として、複数の研究機関等を異動することで、流動性を高めつつ、キャリアアップを図る仕組みの構築を求めているため、事業実施期間中に若手研究者が複数の研究機関を経験できるような仕組みを構築してください。

<5. インターンシップ関係>

Q 長期インターンシップは、コンソーシアムを構成する連携機関に所属する若手研究者でも補助されるとの理解でよいのか。

A 連携機関に所属する若手研究者は本補助事業の支援対象とはなりません。支援対象者は、代表機関及び共同実施機関の若手研究者のみです。

Q インターンシップの実施に必要な経費として、本補助金から支出することが可能なのはどのような経費か。

A インターンシップに係る経費として、（次世代研究者の育成）では、国内旅費、外国旅費及び大学や研究機関、企業等で研究を行うための経費が、（イノベーション創出人材の育成）では、人件費、国内旅費、外国旅費及び大学や研究機関、企業等で研究を行うための経費について、本補助金から支出することが可能です。

Q インターンシップ期間中のエフォート（60%以上）の扱いについてはどうなるか。

A インターンシップ先での共同研究等が研究活動として認められると判断される内容である場合は、研究活動のエフォートとして含めることは可能です。研究活動として認められないと判断される内容である場合は、当該エフォートに含めることはできません。

Q 連携機関以外の企業、研究機関等でもインターンシップは可能なのか。

A 可能です。

Q インターンシップの期間の制限はあるか。

A 公募要領「2.事業の概要（2）申請対象となる取組（イノベーション創出人材の育成）」に記載のとおり、原則として連続して2ヶ月以上のインターンシップを考えています。

<6. 経費関係>

Q コンソーシアムに参加している全ての機関が、補助金の交付を受けられるのか。

A 共同申請を行った代表機関および共同実施機関に対し、文部科学省からそれぞれ補助金を交付します。

Q 運営協議会の支部を共同実施機関に置く場合、その支部でコーディネーター等の雇用を行うことは可能か。共同実施機関に運営協議会に係る雇用経費等を配分することは可能か。

A 運営協議会の支部を共同実施機関に置くこと、及びコーディネーター等を雇用することは可能ですが、本補助事業の支援対象とはなりません。

Q 運営協議会経費から、他機関の事務担当者の旅費等に支出することは可能か。

A 運営協議会実施のために必要な場合は、支出が可能です。

Q 補助金は代表機関及び共同実施機関にそれぞれ交付されるが、実際の予算執行管理（経費処理）もそれぞれの機関で行うか。もしくは、代表機関が執行をとりまとめるのか。具体的な例として、請求書等の経費処理は、それぞれの機関で行うということによろしいか。

A 補助金は、代表機関及び共同実施機関にそれぞれ交付されますので、交付された各機関において補助金の執行管理を行ってください。

Q コンソーシアムの代表機関及び共同実施機関間での雇用経費や研究費の流用は可能か。

A 代表機関及び共同実施機関間での経費の流用はできません。毎年度、代表機関及び共同実施機関に対して補助金の交付を行いますので、各機関においては事業の実施に必要な額を交付申請するようにしてください。

Q コンソーシアムの運営協議会は代表機関に設置することとなっているが、代表機関においては、当該機関の取組を実施するための経費と運営協議会の経費との間で流用することは可能か。

A 機関の取組を実施するための経費と運営協議会の経費との流用は、基本的に認めません。ただし、やむを得ない事情がある場合は、文部科学省にその旨を申し出てください。内容を審議・検討の上、補助金交付要綱第8条第1項に該当すると判断した場合は、当該手続きに従い、変更承認をして頂きます。

Q 本補助金で雇用した運営協議会の運用に必要な職員や、コーディネーター等について、本事業以外の業務に従事することは可能か。

A 本事業の補助金交付の目的に合致しない業務に従事した場合には、当該業務の従事に対する経費は、補助金から支出することはできません。従いまして、適切なエフォート管理をして頂く必要がありますのでご留意ください。

Q 若手研究者が研究機関を異動する際に発生する実験装置の移動等に伴う経費は、それぞれの機関で掛かった費用を支出するのか。それとも、どちらかの機関が支出を行うのか。

A それぞれの機関で要した経費を支出することを想定していますが、異動元及び異動先機関で相談して下さい。

Q 海外機関に1～2年異動する場合、雇用経費や異動経費などは補助対象となるのか。例えば、コンソーシアム内で雇用したまま、海外派遣する場合はどうか。

A 実際に異動となる場合は、支援対象とはなりません。ただし、コンソーシアム内で雇用したまま、出向という形で派遣される場合は、雇用経費や異動経費を補助することは可能です。

Q (イノベーション創出人材の育成)の中で「大学や研究機関、企業等で研究を行うための経費」が補助されるとあるが、この「研究を行うための経費」には何が含まれるか。

A 当該者が自身の研究を行うために必要な経費を想定しています。(例えば消耗品費、旅費等)

Q 公募要領「2.事業の概要(8)補助対象となる経費の(次世代研究者の育成)①若手研究者の雇用経費について、「1人当たり採用1年目は600万、2年目は500万・・・を上限。」とあるが、本学で自己資金を支払い、2年目も600万円を支払うことは可能か。例えば「2年目の補助金500万円+自己資金100万円」といった支払いも可能であるのか。

A 可能です。公募要領「2.事業の概要(8)補助対象となる経費(次世代研究者の育成)①若手研究者の雇用経費」の「1人当たり採用1年目は600万、2年目は500万・・・を上限。」とは、あくまで採用1人あたりの若手研究者の雇用経費として補助する金額の上限です。補助の上限を超える金額については、年度に関わらず、自己資金にて補って頂く必要があります。

Q 同一機関内で若手研究者のスタートアップに要する研究費を他の費目に流用することは可能か。

A 同一機関内で若手研究者のスタートアップに要する研究費を他の費目に流用することはできません。

Q 同一機関内の各部局において、若手研究者の研究費の支援額を変更することは可能か。

A 可能です。若手研究者が自立して研究することができるよう、スタートアップに要する資金として、2年で1,000万円を上限に研究費を交付するとしていることから、当該研究費については、採用する研究分野等を考慮し、支援額を決定してください。

Q 若手研究者が共同研究等を行っているグループで使用する設備の購入費に、若手研究者の研究費を充当することは可能か。

A 若手研究者が使用する共通設備の購入費に若手研究者の研究費を充当することは可能ですが、本補助金により購入等した設備備品等については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意ください。

Q 開始後2年度目までに雇用した若手研究者については事業5年度目まで補助が出るが、例えば3年目ぐらいにテニユアポスト等に就いてコンソーシアムの枠組みから外れた場合、残りの年度の人件費は返却となるのか。

A テニユア就任後の残りの年度は、補助対象から外れることとなります。

Q (イノベーション創出人材の育成)「①若手研究者、博士課程(後期)学生を国内外の大学や研究機関、企業等に派遣、インターンシップさせるために必要な以下の経費。」の「人件費(月額15万円を限度)」について。この人件費は、若手研究者のコーディネーターの人件費も対象となるのか。若手研究者がインターンシップで抜けたために必要となる人件費を対象とするのか。また「人件費月額15万円」は、1人当たりの金額か。

A 若手研究者、博士課程(後期)学生を国内外の大学や研究機関、企業等に派遣、インターンシップさせるために必要な当該者に係る人件費を想定しています。また、「人件費月額15万円」は1人当たりの金額です。

Q 育児休業等により研究中断が生じる場合にはどのようにしたらよいか。

A 個別にご相談ください。

Q 若手研究者の募集及び選考・採用に関する要件として、40歳未満としているが、雇用対策法との関係はどうなるのか。

A 雇用対策法の改正により、平成19年10月1日から、労働者の募集及び採用に当たって、年齢の制限を設けることができなくなっております(雇用対策法第10条)。

一方、本事業は、若手研究者の安定的な雇用の促進を目的とするものであることから、雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号ニに該当するため、雇用対策法第10条の適用除外となります。

なお、コンソーシアムにおいて公募を行う際には、応募資格の「40歳未満であること」に加

え「文部科学省の平成 26 年度科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業による補助対象のため」等を明示してください。

雇用対策法

(募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保)

第十条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

雇用対策法施行規則

(募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保)

第一条の三 法第十条の厚生労働省令で定めるときとは、次の各号に掲げるとき以外のときとする。

(略)

三 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき

(略)

二 高齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高齢者(六十歳以上の者に限る。)である労働者の募集及び採用を行うとき、又は、特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進のため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき(当該特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用する場合に限る。)

<7. その他>

Q 補助事業の実施に当たって留意する点はあるか。

A 補助事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づき、適切に実施する必要があります。

本補助金を本補助事業以外の目的で使用するなど不適切な執行が発覚した場合には、選定の取消を含めて厳格に対処することとなります。

Q 補助事業期間において「特に優れた成果をあげているものについては、改めて審査・評価の上、一定期間(例えば3年間)の延長がありえる」とあるが、どういうことか。

A 文部科学省が別途指定する時期(5年目の終了まで)に、審査・評価を経て補助事業を延長することができる取扱いを予定していることを指しています。

Q 中間評価・事後評価はコンソーシアム単位で行うのか。

A 評価はコンソーシアムとして行う予定ですが、申請機関については機関評価も合わせて行います。

Q 参加機関及び連携機関は、中間評価報告書等の提出は必要か。

A 参加機関及び連携機関は補助金の交付対象となっていないため、中間評価報告書等を作成する必要はありませんが、コンソーシアムとしての取組は当該機関も含め連携して実施した、代表機関及び共同実施機関が作成する実績報告書には当該機関の実績等も含めて記載して下さい。

Q 参加機関及び連携機関は、中間評価・事後評価の対象となるのか。

A 代表機関及び共同実施機関と当該機関とが連携して実施した取組内容やその実績等については、中間評価・事後評価の対象となりますが、当該機関自体はその評価の対象とはなりません。

Q 事業開始3年日以降に若手研究者を自主経費で雇用した場合、中間評価・事後評価の対象となるのか。

A コンソーシアムとしての取組として評価を受けることとなります。

Q 若手研究者が雇用期間中にテニュアのポストに就くことになり、コンソーシアムからの枠組みから外れた場合、コンソーシアムとしての評価は下がることになるのか。

A 最終的にはテニュアのポストに就くことが目標であると想定されるため、評価が下がることはありません。